



婚 姻 后

平成 年 月 日届

長 周

お願い 戸籍届出の際に本人確認を行いますので、運転免許証やパスポートなど写真を貼付した本人が確認できるものをお持ち下さい。なお、身分証明書をお持ちでない方でも届出はできますので、窓口にお申し出ください。

記入の注意

鉛筆や消えるボールペン等で書かないでください。

この届は、土曜日や日曜日、休日でも届けることができます。

(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当窓口で下調べをしておいてください。)

届書は、1通で結構です

この届出書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

署 押		名 印			印		
生年月日		昭和・平成 年 月 日			昭和・平成 年 月 日		
住 所		都道府県			都道府県		
		番地 番 号			番地 番 号		
本 紙		都道府県			都道府県		
		番地 番			番地 番		

証人が夫婦の場合でも印は別々のものを押してください。

注 証人は20歳以上の人（両親・兄弟・姉妹・親戚・友人・職場の人等）2名に署名捺印をしてもらつてください。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母については、その他欄に同じように書いてください。

□には、あてはまるものに□のようにしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎ 婚姻する方が未成年（20歳未満）であるときは、父母（養子のときは養父母）の同意が必要です。くわしい事は戸籍担当窓口におたずねください。

◎ 住所や世帯主がかわる場合は、別に住民異動届を出してください。
なお、閉庁日（土・日曜日、休日等）や時間外は住民異動届の受付はできませんので、後日提出願います。

（）署名は夫しが旧姓で書いてください

◎ 署名は本人が旧姓で書いてください。
◎ 口出人、訂正の印は、口他で七ヶ字の印を押してください。

◎届出入・証人の印は、同姓でも各自の印を押してください。

◎ 届出人欄に押印した夫・妻の印をご持参ください。



宇佐市観光PRキャラクター
「うさからくん」

連絡先（昼間連絡がとれるところ）		
夫	()	携帯・勤務先・自宅
妻	()	携帯・勤務先・自宅

使 者	氏名： 運転免許・旅券・他（　　） 確認 有 無 住所：
--------	------------------------------------